

# 民法改正にみる家族制度の変化

－1920年代～40年代－

山 本 起世子

はじめに

本稿の課題は、1920年代から40年代の日本における家族制度の変化を、民法改正をめぐる議論を考察することによって明らかにすることである。近現代の日本における家族制度がどのように変化したのかについて、社会学では十分に検証されてきたとはいえない。近代から現代への家族制度の変化を、「直系制家族」（祖先祭祀と超世代的な家族の存続をめざす家族）から「夫婦制家族」（夫婦の死亡で消滅する夫婦一代限りの家族）への変化と捉える見方が提起されているが（森岡 1993：22-5）、いつから、どのような側面において変化が現れたのかについては、研究の蓄積が少ないのが現状である。

親族・相続に関する民法改正が必要とされた時期は、大きな社会変動に伴う家族制度の転換期であった。民法改正過程の議論においては、立案者たちの家族制度に対する現状認識と、社会変動に適應しうる理想の家族像が投影されていると考えられる。そこで、本稿では、1920年代の臨時法制審議会による民法親族編相続編の改正構想と、終戦直後に臨時法制調査会によって行われた民法改正を対象とし、そこに現れた家族制度の変化を考察する。

ここで、本稿が対象とする二度の民法改正要綱が作成された経緯について簡単に述べておく。臨時法制審議会は1919（大正8）年に設置され、明治民法中、「我邦古来ノ淳風美俗」に副わなない制度の改正について審議を行い、1927（昭和2）年までに「民法親族編中改正ノ要綱」および「民法相続編中改正ノ要綱」（以下、まとめて「改正要綱」と略記）を答申した。原敬首相は、1919年の審議会第1回総会における訓示で、改正を要する「我国固有ノ淳風美俗ニ副ハサル法律制度」の多くは「民法上家族制度ニ関スルコトト信スル」と述べ、「相当ノ改正」を企図するよう要望した（臨時法制審議会 1919：7-8）。

戦後の民法改正は、1946（昭和21）年4月に作成された政府の憲法改正草案の家族条項にもとづき審議されることになり、同年7月に臨時法制審査会が発足、同年10月の調査会第3回総会にて民法改正要綱が決定、翌年7月には改正案が閣議決定され、国会に提出された（我妻編 1956：205-6）。

次に、本稿における考察の視点を明らかにしておきたい。1920年代の民法改正構想に関する先行研究には、2つの見方がある。第1は、その構想が「家」における家族員の権利伸張を行う

一方で、「家」制度の強化を図ったという見方である（依田 1975：227-37、白石 1992：186-92）。この見方では、「家」の強化と家族員の権利伸張がどのように関連していたのかが明らかにされないという欠点がある。一方、第2の視点は、「家」制度の強化と家族員の権利伸張を矛盾したものと捉えるのではなく、「家」制度強化のために家族員の権利伸張が図られたとする見方で、この改正構想を「家族法の現代化」の流れと捉える（蓑輪 2008：86-9）。この第2の視点から、第1章では、改正構想が「家」を維持するために、戦後の民法改正の基盤となる革新的な家族制度改革を企図していたことを明らかにする。さらに、そこに表された家族像とはどのようなものであったか、この構想が登場した社会背景について論じる。

そして第2章では、戦時下での民法改正にみる家族制度の変化、終戦後における民法改正論議の中での争点と、新民法が想定した家族像はどのようなものであったのかについて検討する。

## 1 1920年代の民法改正構想にみる家族制度

### 1.1 民法改正要綱に表れた家族制度の特徴

本節では、1920年代に臨時法制審議会で行われた、民法親族編相続編改正要綱の審議過程における主要な論点を検討することによって、どのような家族制度改革が企図されたのか、そこに表れた家族像を明らかにする。審議過程で論争となった項目を中心に検討した結果、改正要綱に表れた家族制度改革の特徴を6点、すなわち(1)一家の「平和」、親密性の重視、(2)婚姻の尊重、(3)婚姻の自由化、(4)家族員間の公平性の保障、(5)戸主権の抑制、(6)家族（親族）紛争への家事審判所の介入、にまとめることができる。以下、それぞれについて詳しく述べていく。

#### (1) 一家の「平和」、親密性の重視

審議会ではまず、「我国ノ淳風美俗」に副う家族制度とはどのようなものかという根本問題が検討された。これについて、幹事を務めた穂積重遠は、「一家平和ニ親密ニスル」ことが「第一ニ肝要」だと述べている。この「一家」とは、西洋の核家族よりも広い範囲の「一家一族」を意味する。そして、「家」は、「昔ノ家族制度」のように戸主一人が権力を振るい、他の構成員の「人格ヲ無視スル」ごとき制度であってはならず、「親密平和」であると同時に、「正当公平」で「各人ノ人格ヲ尊重スル共同生活」でなければならない。そのためには、第1に、明治民法において形式化している家族制度を「実質的ニ健全ナル家族制度」にしなければならない。第2に、「古来ノ家族制度ノ美ヲ採リ弊ヲ除クコトカ実質的堅実ナル家族制度ノ発達ヲ図ルニ必要」だと述べている<sup>1)</sup>。

親密で平和な「家」のあり方をめぐって、最も激しい論争が行われた改正項目は「庶子の入家」である。すなわち、庶子（父が認知した非嫡出子）が父の「家」に入る際には、父の配偶者の同意を必要とするという改正要綱案が提出されたのである。松本蒸治は改正の理由について、妻が知らない間に庶子が入家することは「人情」に反すると述べている<sup>2)</sup>。

この提案に対しては強い反対論があった。水野錬太郎は、夫の子であれば、その妻は「嫡母」として庶子を実子と同じように扱い、庶子も「真実ノ母」のように見るとというのが日本の「良イ風俗」である、父の妻が拒否すると庶子が父の家に入れないのでは、庶子が「冷遇」される感が生じ、「家庭ノ円満ヲ害スル」ことになると主張した<sup>3)</sup>。

花井卓蔵もまた、この案に対して次のように強く反対した。「臣民」の親族関係では「皇室」と同様、「血統ヲ重ンズル」ことが最も重要である。「血統」とは父の血統であり、その妻を「血統者」と見なすことは決してできない。したがって、他家から入った女（妻）に「血統ノ者（庶子－筆者注）ヲ家ニ入ル、コトヲ拒ムノ権利ヲ授ケル」ことは許せない、と<sup>4)</sup>。

林頼三郎もまた、父系血統重視の立場から改正要綱案に反対し、その理由として、夫に立派な庶子があるにもかかわらずその入家を拒み、「家ヲ思ハヌ、血統ヲ思ハヌ、或ハ全く自己ノ利益ノミヲ考ヘ」、「家」を自分が相続して財産を横領しようとする「頑迷」な妻が多いことを挙げた。そこで林は、「正当ノ理由」がある場合には、配偶者の同意がなくても家事審判所の許可を得て庶子の入家を可能にする修正案を提起した<sup>5)</sup>。

これらの反対意見に対し、穂積は次のように反論している。封建時代の武家では、本妻との間に男の実子がない場合、側室を置いて子を産ませ、本妻の子として扱うことが「家」に対する義務として行われた。しかし、日本の将来を考えると、「男女関係ヲ唯子供ヲ拵ヘル道具、腹ハ借物」と捉えるのではなく、「婚姻関係ニ重キヲ置」き、たとえ女子であっても、妻との間に生まれた子に「家」を継がせたい。庶子が「家」に入ることは、「現在及将来ノ人情ニ反スル」。妻と庶子が「敵同士ノ感」を抱きながら形だけの親子となるのでは「一家ノ平和」を保てないため、妻の同意は重要である。「家ニ怨メル妻ナシト云フガ天下大平ノ基」である、と<sup>6)</sup>。

「庶子の入家」問題については、原案を作成する委員会においても議論が紛糾したことを穂積は総会で告白している。委員会では、「感情ノ疎隔」が生じやすい庶子と父の妻との関係を、明治民法が親子関係と認めている現状に対して強い批判があったという。しかし、庶子を父の家に入れないのでは、庶子が抛り所を失うことになり、父は庶子に対して親としての責任を果たすことができない。そのため、庶子を父の家に入れても、庶子と父の妻との法的親子関係（嫡母庶子関係）を認めないという案が最初に浮上した。しかし、次代の戸主となる庶子と父の妻との間に親子関係がないのは、「一家ノ親密ノ上カラ面白クナイ」という反対意見があり、嫡母庶子関係を認めることになった。改正の焦点は、「如何ニシテ其母子関係ト云フモノヲ、成ル可ク人情ニ違フヌヤウニ成立タセテ一家ノ平和ヲ保タウカ」ということだったという<sup>7)</sup>。

このように、庶子の入家に対する妻の同意については、父系の血統の継承を重視する立場と、妻と庶子との人間関係に配慮して「一家の平和」を重視する立場とが激しく対立したのである。原案の採決時には賛否同数となり、議長採決によって可決された。この結果は、父系の血統継承や夫の権限よりも、一家の平和が重視されたことを意味する。そして、一家の平和を維持するためには、家族成員間の円滑な人間関係、何よりも妻の感情や立場に配慮する必要があると考えられたのである。この項目は、妻の地位の向上に関するものと捉える研究もあるが（袁輪 2008 :

95)、審議において、妻への配慮は「女権拡張」を目的とするものではなく、あくまで一家の平和を維持するためであることが強調された。

## (2) 婚姻の尊重

「庶子の入家」に対する妻の同意については、前項で挙げた穂積の発言に見られるように、父系血統の継承よりも婚姻関係を重視する側面を持っていた。「妻の同意」について賛成した美濃部達吉は、今日の婚姻は「一夫一婦」を原則とし、庶子は道徳上非難すべきものであるから、庶子の入家について「配偶者ノ権利」を認めなければならないと強く主張した<sup>8)</sup>。

さらに、嫡出女子と庶子（男子）の家督相続の順位について、明治民法が庶子を優先させていたのに対し、改正案では嫡出女子を優先させた。この改正について松本は、婚姻関係から生まれた者を重んずることが、「淳風美俗」の上から妥当であると説明している<sup>9)</sup>。その妥当性の根拠を示すため、審議会では家督相続の歴史的変遷について検討され、女子の家督相続は鎌倉時代より始まり、徳川時代から明治初期には長女を庶子や嫡出男子（長女の弟）よりも優先的に相続人にする例も多く、庶男子を嫡出女子より優先させるという制度は主として武家の特殊な制度にすぎない、と主張された。その結果、嫡出の尊重（婚姻の尊重）は妥当な改正と結論付けられたのである<sup>10)</sup>。

## (3) 婚姻の自由化

明治民法では、子が婚姻をするには家に在る父母の同意が必要とされたが、男子 30 歳以上、女子 25 歳以上になると父母の同意なく婚姻できた。これに対し、改正要綱では、「年齢ノ如何ヲ問ハズ」、家に在る父母（父母がないときは祖父母）の同意を要すると規定された。これは一見すると、子の婚姻に関与する父母の権限が強化されたように見えるが、むしろ逆に、父母の権限が弱まり、配偶者選択が自由化されたのである。この改正項目は複雑で巧みな構成になっており、そのことは以下で述べるような重要な意味を持っていた。

まず第 1 に、父母は「正当の理由」がなければ婚姻への同意を拒むことができないとされ、子が親の不同意を不服とする場合は、家事審判所に申し立てることができた。明治民法において、父母は理由の如何を問わず同意を拒否できたのに比べると、父母の権限は弱められたといえる。第 2 に、父母の同意なく子（成年）が婚姻した場合は、父母はその子に「相当ノ制裁」を加えることができるとした<sup>11)</sup>。換言すれば、「相当ノ制裁」を受け入れるならば、子は父母の同意を欠いても婚姻できることになったのである。「相当ノ制裁」とは、離籍や家督・遺産相続権の剥奪などが想定されていた。この「制裁」規定について、穂積は、父母の同意を欠いても婚姻の効力に影響がなくなると父母の権威が失墜するため、父母に制裁権を与えたと述べている。しかし、家督・遺産相続をする見込みのない者にとって、このような制裁は意味のないものである。しかも、明治民法が規定していた、親の同意のない婚姻を取り消すことができるという親の権限は、「苛酷」すぎるとして削除された（穂積 1937: 334-6）。

このように、「婚姻の同意」に関する改正要綱は、親の意に反する子（成年）の婚姻を可能にすることと、「孝道」の維持とを両立させる巧みな構成となっていたのである。しかし、上述し

たように、親の権威を示す制裁権は制限された。したがって、この改正は、婚姻の自由化を目指したものであったとすることができよう。

#### (4) 家族員間の公平性の保障

「戸主の死亡による家督相続」に関する改正は、主査委員会において最も力を入れて議論した問題だったという。明治民法は、一人の家督相続人が戸主権と全財産を相続する単独相続制を規定していたが、改正要綱では、家督相続人は相続財産中「家ヲ維持スルニ必要ナル部分」を控除した剰余の一部について、被相続人の直系尊属・配偶者・直系卑属に分配を要するとされた。この「家ヲ維持スル」とは、「家格」を維持し「家業」を継続することを意味する<sup>12)</sup>。改正の目的について穂積は、家族生活全体と個人の「利益」とを「調和」させていくことだと述べている<sup>13)</sup>。単独相続制は親子間の「人情」に反し、兄弟姉妹間の「公平を失する」ものと批判された(穂積 1938 b: 354)。

また、「遺産相続の順位と相続分」について、明治民法は第一位の相続人を直系卑属とし、直系卑属なき場合に配偶者を相続人としていたが、それは配偶者にとって「不公平」であることが予てから議論となっていたという(穂積 1938 b: 375-6)。したがって、改正要綱では、配偶者を直系卑属と同一順位の相続人とし、その相続分は家に在る嫡出の直系卑属と同一とされた。

このように、家督・遺産相続の改正においては、「家」を維持することを重視しつつ、同時に家族員個々の利益を確保し、家族員間の「公平性」を保障することが目指されたのである。

#### (5) 戸主権の抑制

明治民法では、戸主が家族員の居所を指定する権利(居所指定権)、家族員のさまざまな行為(婚姻、養子縁組、入家・去家、他家相続、分家など)に対する戸主の同意権、戸主の居所指定に従わない家族や婚姻・縁組について戸主の同意を得ない家族を離籍できる権利が定められていた(中川 1938: 20-5)。

戸主が家族を離籍する権利は、戸主権の中で家族に及ぼす影響が最も大きいものである。これについて、改正要綱では、戸主は、家族が家名を汚辱する重大な非行があるときや戸主の同意を得ない婚姻・養子縁組をしたとき等に家事審判所の許可を得て離籍することができること、戸主の居所指定に従わないという理由で、戸主が家族を離籍する権利を認めないことが規定された。とくに、戸主による「濫用」が社会問題となっていたのが、居所指定権とこれに伴う離籍権である。家族を離籍する目的で居所の指定をする戸主の存在が大きな問題になっていたためである(穂積 1938 a: 356)。

また、明治民法では戸主が自発的に隠居しない限り、生前に戸主権を喪失させることはできなかったのに対し、改正要綱では、戸主に戸主権を行使することができない重大な事由があるときには、家事審判所が戸主権の喪失(廃戸主)を宣告することができるとした<sup>14)</sup>。戸主には一家を統率し、一家の財産を管理すべき「法律上道徳上の重大責任」がある。その責任を無視する者や責任を果たす能力がない者が戸主である場合、家族は困難な状況に陥るが、明治民法はそれに対して無力であったためである(穂積 1938 a: 361-2)。

このように、改正要綱は戸主権の縮小および戸主権に対する家事審判所の介入によって、戸主権を補強しつつ、その不適切な行使を抑制しようとしたのである。穂積は後に著書で、「家」は「家族各員の共同生活であるべきで、戸主一人の専制制度であつてはならぬ。而して、戸主の法律的権力で一家を結束しようとする風を棄て、道徳的及び経済的の結束力に一任して置くことが、むしろ家族制度の円満を結果するであらう」と述べている（穂積 1933：78）。

#### (6) 家族（親族）紛争への家事審判所の介入

前項で述べたように、戸主による家族の「離籍」や「廃戸主」は、家事審判所の介入によって可能となった。このように、改正要綱において、家事審判所は重要な機関として位置づけられていた。そこで、まず、家事審判所の設置目的と特徴について説明しておこう。審議会においては、「我国古来の淳風美俗に副はず」というべきものは、民法規定の内容よりもまず、家族（親族）紛争の法的解決方法であることから、「道義に本づき温情を以て家庭に関する事項を解決する為の特別の制度を設ける」ことを議決した。当時は、家族・親族間の紛争を法的に解決するためには裁判所に訴えるしかなかったため、親族間に越えがたい「溝」を残すことになり、このことは「人情」に反すると考えられたためである（穂積 1937：329-31）。

他の改正項目においても、家事審判所は度々登場する。ここですべてを挙げることはできないが、主要な項目のみについて検討しておこう。たとえば、「戸主の死亡による家督相続」においては、先述したように、家督相続人が相続財産の内、「家」の維持に必要な部分を控除した剰余の一部を他の家族に分配することになったが、家族は自己に対する分配が「著しく不当」な場合には、家事審判所の審判を求めることができるとされた<sup>15)</sup>。

また、「遺言の効力」について、遺言の趣旨が甚だしく不当で、遺言者の本意を表したものであるとは認めがたい場合、家事審判所の審判によって「救済」することができるとされた。この「救済」という用語について、原案では審判所が遺言を「取消ス」ことができると表現していた。しかし、審判所は「道義人情」を重んじ、家族紛争を「権利ノ争」とせず「和気藹々ノ裡」に解決する機関であることから、その表現は不適切とされ「救済」と修正された<sup>16)</sup>。

家事審判所は、「親族会」<sup>17)</sup>に対しても介入することになった。親族会が形式的なものに止まっていたり、かえって紛争を惹き起したりと、「親族会が予期通りの十分な働きをしない」ことが非難の対象となっていたためである（穂積 1938 a：364、同 1933：669）。改正要綱では、親族会員の数および選任は関係者において行うが、それについて家事審判所の認可を受けなければならず、親族会の決議を家事審判所に報告し、さらに審判所が決議の実行を監視督促する方法を設けることが規定された。これらの措置は、「一派に偏した親族会が他の親族の知らぬ間に成立して勝手な決議をし、親族間の紛争を惹き起す」ことを防ぎ、親族会を有効に機能させるためであった（穂積 1938 a：365）。

このように、民法改正の審議過程で家事審判所が重要な機関として登場したのはなぜか。一家を統率し家秩序を維持すべき「戸主」、および親族紛争を解決すべき「親族会」が十分に機能していないという現状認識が審議委員たちの間で共有されており、それらの機能を補強するために

考案された国家装置が家事審判所であったと考えられる。

## 1.2 平準化の進行と民法改正構想

以上、詳述してきたように、1920年代の民法改正構想は、父系血統の継承よりも一家の平和や家族の心情、婚姻関係の重視、婚姻の自由化、家族員間の公平性の保障といった革新的な家族制度改革の方向性をもっていたのである。構想の審議では、家族制度を「時勢」に順応させ、「実際の社会観念に適合」させるための改革が目指された<sup>18)</sup>。明治民法上の「家」と現実の家族生活（世帯）を一致させるため、分家を促進する提案がなされたのも、その一環である。それでは、どのような社会状況の下で、このような構想が登場したのだろうか。

1920年代は大衆社会の原型が成立した時代である。産業化・都市化とともに進行する大衆社会化状況は、平準化を促進させる傾向がある。1920年代以降の平準化は、①商品の大量生産・大量消費、②マスコミュニケーションの発達、③高等教育の普及、を軸に進行した（筒井 1996：62-8）。ある調査によると、1915～30年には、初職に就く機会および高等教育を受ける機会における出身階層間格差は急速に縮小し、平等化したという（日本リサーチ総合研究所 1988：31）。

平準化は総力戦体制においてさらに促進される。戦争空間が拡大する総力戦の時代には、すべての国民が戦争に巻き込まれる可能性が高まるため、「人的資源」の動員が不可欠である。しかも、大規模な動員を円滑に進めるためには、国家が強制するのではなく、国民が自らの役割を積極的に担うため自発的に動員に応じるようにする必要がある。そのため、総力戦体制の構築にはデモクラシーの力が大きく作用した。日本では、1920年代から動員準備が始まり、1927（昭和2）年には内閣の下に資源局が設置され、人的資源を動員する政策が開始された。他方、政党や労働組合が結成され、1918（大正7）年には原敬による政党内閣、1925（大正14）年には普通選挙法が誕生し、国民動員の基盤が形成されていった（瀬戸 2010：259-64）。

一方、人口学的変化に目を転じると、1920年代には出生率が低下し始めている。結婚持続期間20年以上でかつ45歳以上の既婚女性（初婚者のみ）を対象とした、結婚コーホート別平均出生児数は、1915年以前結婚コーホートでは6.84人、1916～20年結婚コーホートでは6.25人、1921～25年結婚コーホートでは5.55人、1926～30年結婚コーホートでは4.36人と、後のコーホートになるほど出生児数が減少した（黒田 1960 a：7）。これは、都市化の進行と都市における出生力低下が原因である（黒田 1960 b：6）。1920年代～30年代前半には産児制限運動が隆盛期を迎えたことを踏まえると、都市において少産を願う人々の意識が形成され、出生率低下が促進されたと考えられる。

このように、1920年代以降の産業化・都市化、平準化の進行、都市部における少産を願う意識の高まりと少子化傾向といった大きな社会変動が生じた転換期に、民法改正が構想された。構想における家族制度は、立案者たちが認識していた現実の家族生活や、彼らが描いた将来あるべき家族像が表されたものであり、平準化の進行や民主主義思想の広がりといった時代背景から影響を受けたと考えられる。したがって、民法改正構想においても必然的に、家族員の人格尊重、

家族員間の公平性の保障、婚姻の尊重による妻の地位の改善、親の権限・戸主権の縮小に伴う家族員の自由の拡大という要素が内包されたのである。

## 2 戦時から戦後における家族制度

### 2.1 戦時下の民法改正にみる家族制度

前章で取り上げた1920年代の民法改正構想は、ごく一部を除いて実現しなかったが、戸主の居所指定権と離籍権の制限、「私生子」<sup>19)</sup>という名称の廃止については、戦時下においてとくに緊要と判断され、内容に変更はあったものの実現に至った。

戸主がもつ居所指定権と離籍権については、1941（昭和16）年に、戸主は裁判所の許可がなければ家族を離籍できないと改正された。遺族扶養料や下賜金を受給している戦死した軍人の寡婦に対して、戸主が居所指定に従わないことを理由に離籍し、それを不服とした寡婦が訴訟を起こす事例が戦時期に増加したためである。当時、軍人や官吏の遺族扶養料・下賜金の受給順位では親よりも妻子の方が上位だったが、亡夫の戸籍から離れると寡婦は受給権を失う。ゆえに、戸主の居所指定権と離籍権の行使は、遺族扶養料・下賜金をめぐる家族間の紛争を招き、寡婦に多大な不利益をもたらしかねないものとして制限された<sup>20)</sup>。

また、「私生子」の名称廃止は1942（昭和17）年の帝国議会で成立したが、その理由として、この名称が戸籍に記載されることが本人に甚だしい苦痛を与えていること、私生子の中には出征軍人軍属等の子で、父が婚姻届または認知届を出す時間なく応召して戦死し、嫡出子（または庶子）になることができない者も多いため、と説明された。そして、父母の死亡後も3年以内は裁判上の認知を受けることができるとした<sup>21)</sup>。

民法親族編相続編の改正については、司法省に民法改正調査委員会が設置され、1941年までに200回もの小委員会を開き、一応の成案を得たものの、まだ相当の修正を要するものが発見されたため再検討中であることが、1942年の帝国議会において政府から報告された<sup>22)</sup>。

ここで、戦後の民法改正を主導した中川善之助の、戦時における家族制度に対する主張を見ておこう。中川は1942年に、明治民法に規定されている「家」は庶民の家族生活の実態から乖離していると批判した。庶民にとっては血統の継承よりも生活の安定が重要であるから、「万民家に安住し、衆庶君に奉公する」ためには、「万民各自と君との間に家が障害物として介在してはならない。（中略）家は常に万民輔翼の助成機構として作用せねばならないのであって、万民が家に隷属し、家の代表だけが輔翼の任に当たるといふ形になっては、国は自ら保有する能力を不必要に死蔵するの結果とならう。」と述べている（中川1942：211-3）。ここには、一君万民主義、すなわち「一君」の下に「万民」が平等であるべきで、「家」や「戸主」が中間遮蔽物となつてはならないという思想が表明されているのである。



## 2.2 戦後の民法改正にみる家族制度

前節で述べたように、1920年代の民法改正構想のほとんどが終戦までに実現しなかった。しかし、この構想は、戦後の民法改正の基盤を形成したといえる。中川はこの構想について、「その根本に於て謂わゆる淳風美俗論から出発したものはあるが、全体としてはかなり進歩的な結論を出しており、此度の民法改正のために重要な先駆的役割を果たした」と評価した（中川1948：12）。本節では、戦後の民法改正の過程において家族制度はどのように扱われたのか、改正要綱の起草者たちが描いた理想の家族とはどのようなものであったかについて検討する。

戦後における民法改正要綱の審議は、1946年に作成された政府の憲法改正草案における家族条項－「婚姻は、両性の合意に基づいてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」－に適合する民法改正を行うため、同年設置された臨時法制調査会によって開始された（利谷1975：102-3）。審議の中で最も強く主張された意見は、家族制度すなわち「家」・戸主権・家督相続を廃止してはならない、というものであった。しかし、我妻栄や中川ら改正要綱の起草者たちにとって、民法上の「家」を廃止することは「譲れない一線」であった（我妻編1956：4-10）。

したがって、明治民法に規定された家族制度をどのように改正するかは、最も重要な論点であった。これについて民法改正要綱では、「民法の戸主および家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること。」と表現された。戸主・家族に関する規定の削除の理由について、調査会総会では、民法の戸主や家族に関する規定は実情から遊離しており、却って健全な親族共同生活に障碍となるためであり、これを削除しても家族制度を否定することにはならない、と説明された<sup>23)</sup>。

これに対して、「親族共同生活を現実に即して規律する」とはどのような意味か、その理念が法文によってどのように具現されるのか明らかにすべきだという意見が、委員たちから出された。要綱の起草者の一人であった有馬忠三郎は、これからの家族制度は「封建制度を除いて民主的の家族生活」を実現することであり、明治民法の戸主・家族規定を削除すること自体がその実現である、と反論した<sup>24)</sup>。

同じく起草者であった我妻は、家族制度に関する議論の混乱は、「理念としての家族制度」と「明治民法に現れている家族制度」を厳密に区別しないことから生じているとし、次のように述べた。明治民法における家族制度は、①「家」という法律的枠を決めること、②戸主という「権力者」を中心におくこと、③全財産と祖先祭祀を継承する単独家督相続、の三要素によって構成されているが、これは現実の家族生活や社会状態と大きく遊離している。「家」という枠組みは最早戸籍上の存在に過ぎず、戸主権の濫用が多発し、家督相続制度は都会生活者にとって甚だしく公平に反するからである。このような認識は、既に1925年の臨時法制審議会答申の中で明確に示されているのである。明治民法に現れた「戸主及び家、家督相続という制度を廃止する」こ

とにより、「民主主義的な原理に立脚した家族制度は却て美しく発展するであろう」、と<sup>25)</sup>。

つまり、改正要綱の起草者たちは、明治民法の「家」に関する規定をすべて削除することのみを目指し、それに代わる新たな家族制度を明示することを断固として拒否したのである。これは、新たな家族制度とは何かをめぐる、収拾のつかない論争を避けるための戦略であったと考えられる。

このような起草者たちの戦略に対抗し、牧野英一は、改正民法が「親族共同生活」をどのように規律すべきかを十分に示していないことに対して強く異議を唱えた。とくに、牧野の批判は、要綱に「夫婦は同居し互に協力扶助すること」という項目が盛り込まれたにもかかわらず、親と成熟した子との間の協力扶助については規定がないことに向けられた。これでは、親が「食うに困ったときに子供が助ければよいので、そうでないときには子供は親の世話をしないでもよい」と解釈されかねない、と批判した<sup>26)</sup>。牧野は、親と成熟した子との関係が夫婦関係に比べて軽視され、そこに扶養関係しか規定されていないことに強い危機感を抱いたのである。これに対して中川は、夫婦および親と未成熟の子との間には強い協力扶助関係を規定すべきだが、それ以外の親族間の協力扶助については法律で一律に規定できない、と反論した<sup>27)</sup>。

親と成熟した子との協力扶助関係について、他の委員も巻き込んだ激しい議論の結果、牧野の主張に賛同する委員たちが現れ、原案に、「直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとする」という「希望条件」を付することで決着を見た<sup>28)</sup>。牧野と師弟関係にあった我妻は、後に当時の論戦を振り返り、「民法の改正では、こうまで（牧野－筆者注）先生からいじめられるとは思わなかった。（中略）もっと先生に助けてもらえるかと思っていたのがあてがはずれた、という感じでした。」と述べている（我妻編 1956：81）。

牧野が提案した希望条件は、新設された民法第 730 条（「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない。」）に結実した。この条文には、成人した子が親に対して孝養を尽くすこと、すなわち経済的扶養のみでなく身体的世話や情緒的支えなども含めた役割への期待が込められていた。しかし、改正民法の起草者たちは、この条文に対して強い不満を抱き続けた。中川は後に、第 730 条の互助義務とは「道義上」あるいは「道徳的」なものにすぎず、「不合理で不必要な規定」と書いている（中川 1969：76-9）。我妻もまた、この条文は「倫理を掲げたもの」で「その法律的意義は極めて少ない」と述べた（我妻 1954：448-9）。

以上のように、民法改正要綱の起草者たちは、新たな家族制度について規定することを回避しようとしたが、改正後は著書を通じて新民法が想定する新しい家族像を積極的に提示し、人々を啓蒙しようとした。

中川が編集したある啓蒙書は、旧民法が守ってきた「家」を、単独家督相続によって親から子、孫へと世代を超えて永続的に継承される「無限家族」と捉え、以下のように論じている。「家」では親子関係が最も重視されるが、それは「非対等な人格間の権威と従順の関係」である。子の親に対する「孝」とは、親の「恩」に報いるための、親に対する子の「絶対的盲従」である。しかし、親が子に与える「恩」は何ら実質的内容をもたず、単に親という事実だけで無条件

に有する権威・権力である。そして、この親子関係は無限に続いてゆく（中川編 1955：60-1）。

他方、「近代的家族」は夫婦が中心であるため、夫婦の死とともに消滅する有限性をもち、親子もまた「有限的関係」となる。子が成年に達すると同時に「親子という家族的身分は消滅する」のである。この有限家族における親子関係とは、「独立生活者と独立生活無能力者（未成年者）との間の一方的保護育成の関係」（傍点著者）であり、親は社会から子の保護育成を委ねられている。しかし、「親が生んだから」というので子の保護が親に託されているのではない。子の育成にとって家庭が最良の場所と社会が認めているからこそ、子が親に託されているのだという（中川編 1955：66-73）。

さらに、中川の家族観を明らかにするために、扶養義務を「生活保持の義務」と「生活扶助の義務」に区別する学説を見ておこう。これは中川が 1928（昭和 3）年から戦後に至るまで一貫して提唱した説で、戦後には民法解釈の「通説」となった。前者は夫婦間の扶養義務および未成熟の子に対する親の扶養義務で、これを怠れば法的婚姻関係や親子関係が消滅する可能性があるため、必ず果す義務がある。それに対して後者は、「自己の地位と生活とを犠牲にすることなき程度」に親族を扶助する義務で、成熟した子の親に対する扶養義務はこれに含まれる（中川 1928：9-15）。

このように、民法改正要綱の審議過程および起草者の著書における家族制度に関する議論を検討すると、親子関係、とりわけ親と成熟した子との関係が重要な論点であったことがわかる。「家」の廃止を推進する者たちにとって、「家」の中核的規範である「孝」は、一生涯にわたって親子を支配服従関係におくものであった。したがって、親の支配から子を解放するため、未成熟な子と成熟した子とでは、親との関係において法的に大きな差異が存在することを強調したのである。新しい家族では夫婦と未成熟の子が中心であり、そこでの親子関係は、親と未成熟な子との間の「一方的保護育成の関係」であるから、成熟した子と親との関係は重要視されない。

このことに危機感を覚えたのが牧野であった。牧野は 1946（昭和 21）年の帝国議会貴族院において、憲法改正案第 24 条に、婚姻における両性の本質的平等や夫婦間で相互協力すべきことが規定されたのに対し、親子や家族生活全般に対する規定がないことを批判し、「家族生活はこれを尊重する。」を第 24 条第 1 項として加える修正案を提出した<sup>29)</sup>。採決の結果、賛成が 3 分の 2 に達せず否決されたが、賛成が過半数を占めた。このことは、新憲法とそれにもとづく法律が家族を夫婦中心の制度に改革することを目指していると認識し、この動きに対して危機感を抱いた議員が多かったことを示している。牧野は著書において、日本国憲法において親が無視されることになったと嘆き、「親はどこまでも敬愛奉養されるべきもの」だと述べている（牧野 1954：1）。牧野が「家族生活の尊重」や「直系血族の協力扶助」を主張するとき、最も重視していたのは、親と成熟した子との関係であり、「孝」規範であった。

以上、戦後の民法改正の過程における、新たな家族制度のあり方をめぐる論争について検討してきた。そこでは、世代的連続性を追求する「家」を否定し夫婦中心の家族を形成しようとする勢力と、戸主権等「封建的な」要素を排除しつつも世代的連続性や「孝」を重視した家族を維持

しようとする勢力との激しい闘いが繰り広げられたのである。

## お わ り に

本稿で検討してきたように、戦後の民法改正は家族制度の改革を目指したが、果たして現実の家族制度はどのように変化したのかについて、最後に検討しておきたい。

中川らが人々に広めようとした理想の親子像、すなわち親の子に対する「一方的保護育成の関係」であり、子が成人すれば消滅する「有限的関係」としての親子像は、1950年代に盛んとなった家族計画運動が目指したそれと重なる。家族計画運動は、親が家庭の幸福のために子ども数や出産間隔を自主的に決めることの重要性を説く一方で、老後の生活を子どもに頼ろうとする親の態度を「利己主義」と非難した。毎日新聞社人口問題調査会は、「子どもに対する強い責任感」によって裏打ちされた「子どもへの依頼感の低減」は、「新しい家族倫理への出発点」であり、「国民精神再建の記録」と述べている。逆に、子育てを「相当の犠牲」ととらえ、子どもへの依頼感が強い親は、今なお古い家族主義的伝統にとらわれていると批判した（本多 1959：60-67）。同調査会が実施した「産児調節に関する世論調査」では、「老後を子どもに頼るつもり」と答えた人は、1950年には6割に上っていたが、67年には3割余りにまで低下した（毎日新聞社人口問題調査会編 2005：305）。これを見ると、親の子どもに対する老後依存期待感は低下していったことが窺える。

また、65歳以上の者がいる世帯の構成割合の変化を見ると、1986年には単独世帯と夫婦のみの世帯を合わせた割合が31.3%、三世帯世帯が44.8%、1992年には前者が38.5%、後者が36.6%だったのが、2010年には前者が54.1%と上昇、後者が16.2%と大幅に低下した（厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況」）。

一方、「家」（直系制家族）がもっていた特徴が、近年の家族にも見られることを指摘する調査研究もある。1993年にニッセイ基礎研究所が行った、首都圏に住む高齢の親世代（65-75歳、651人回答）と老親をもつ子世代（25-55歳、有効回答662人）各千人を対象とした調査によると、親世代の4割が既婚の子どもと同居し、そのうち長男と同居している者が7割と圧倒的に高かった。子世代には長男が親と同居して親の面倒を見るものという意識が強いが、子どもの結婚と同時に親子が同居する慣習は薄れてきていることが指摘されている（ニッセイ基礎研究所編 1994：245-6）。

さらに、近年の調査から、直系家族制の存続を示唆する研究もある。2002年に、日本家族社会学会全国家族調査委員会によって実施された全国家族調査データ（5千人対象、有効回答3475人）のうち、既婚者3351人についての出生コーホート別の分析では、夫方同居率は1920~29年出生コーホートの45.1%から、1960~69年出生コーホートの18.7%に低下した。しかし、この同居率の低下は、結婚時同居から途中同居に変化したことによってもたらされた可能性が高いため、必ずしも直系家族制の解体を意味しないという。若いコーホートでは今後、同居率が上昇す

る可能性が高いからである。また、長男夫婦は夫方の親と同居する確率が高い（施 2012： 77-97）。また、別のデータによる墓の継承についての分析では、墓の継承意識は出生コーホートに関わらず高く、特定の一子による継承、長男夫婦では夫方の墓を継承する確率が高い（施 2012： 145-63）。

今後さらに、家族制度における「理念」の側面が変化したのか否かを、様々な角度から明らかにしていく必要があるだろう。

#### 注

- 1) 『臨時法制審議会 諮問第一号主査委員会日誌（第一分冊）』第1回、1919（大正8）年11月3日、7-9頁。
- 2) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第18回、1925（大正14）年1月14日、32頁。
- 3) 注2) に同じ、42-44頁。
- 4) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第23回、1925年5月2日、226-229頁。
- 5) 注4) に同じ、248-249頁。
- 6) 注2) に同じ、44-46頁。
- 7) 注4) に同じ、230-233頁。
- 8) 注4) に同じ、228-229頁。
- 9) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第34回、1927（昭和2）年12月1日、79-80頁。
- 10) 注9) に同じ、81頁、鶴澤總明の発言。
- 11) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第19回、1925年1月16日、87-88頁、松本丞治の発言。
- 12) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第33回、1927年11月20日、36頁、江木千之と松本丞治の発言。
- 13) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第32回、1927年11月29日、12-13頁。
- 14) 注11) に同じ、78頁。
- 15) 注13) に同じ、5頁。
- 16) 注9) に同じ、98-110頁。
- 17) 親族会とは、「特定の人または家のために重要な事項を議決する親族的合議機関」である（穂積 1933： 669）。
- 18) 注11) に同じ、63-64頁、富井政章の発言。
- 19) 「私生子」とは、婚姻外の出生子とその母に対して取得する身分である。私生子が父によって認知されると父の「庶子」となるが、母に対しては「私生子」であった（中川 1937： 10）。
- 20) 『第七十六回帝国議会衆議院 民法中改正法律案他二件委員会議録（速記）第二回』1941（昭和16）年2月17日、3頁、司法次官・三宅正太郎の説明。
- 21) 『第七十九回帝国議会衆議院 民法中改正法律案他一件委員会議録（速記）第二回』1942（昭和17）年2月3日、3頁、司法大臣・岩村通世の説明。
- 22) 注21) に同じ、5頁、古島義英委員の質問、司法次官・大森洪太の答弁。
- 23) 『臨時法制調査会第二回総会議事速記録』1946（昭和21）年8月22日、有馬忠三郎委員の説明（我妻編 1956： 243）。
- 24) 注23) に同じ、牧野英一委員に対する有馬忠三郎委員の回答（我妻編 1956： 247）。

- 25) 注 23) に同じ (我妻編 1956: 248-51)。  
 26) 『臨時法制調査会第三回総会議事速記録』 1946 (昭和 21) 年 10 月 23 日 (我妻編 1956: 267)。  
 27) 注 26) に同じ (我妻編 1956: 270-2)。  
 28) 注 26) に同じ (我妻編 1956: 299)。  
 29) 『第九十回帝国議会貴族院議事速記録第四十号』 1946 (昭和 21) 年 10 月 7 日、539-542 頁。

## 文献

- 本多龍雄 1959 「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第 5 回世論調査 - 調査結果の概要 -」  
 『人口問題研究』 77、60-88
- 穂積重遠 1933 『親族法』 岩波書店
- 1937 「民法改正要綱解説 (一)」 河出孝雄編 『家族制度全集 法律篇 I 婚姻』 河出書房
- 1938 a 「民法改正要綱解説 (四)」 河出孝雄編 『家族制度全集 法律篇 IV 家』 河出書房
- 1938 b 「民法改正要綱解説 (五)」 河出孝雄編 『家族制度全集 法律篇 V 相続』 河出書房
- 額 厚 2010 『総力戦体制研究』 社会評論社
- 黒田俊夫 1960 a 「日本人口の出生力に関する研究 (1)」 『人口問題研究』 80、1-24
- 1960 b 「日本人口の出生力に関する研究 (2)」 『人口問題研究』 81、1-22
- 毎日新聞社人口問題調査会編 2005 『超少子化時代の家族意識』 毎日新聞社
- 牧野英一 1954 『家族生活の尊重』 有斐閣
- 蓑輪明子 2008 「1920 年代の「家」制度改正論」 『一橋社会科学』 (5)、85-109
- 森岡清美 1993 『現代家族変動論』 ミネルヴァ書房
- 中川善之助 1928 「親族的扶養義務の本質 (一)」 『法学新報』 38(6)、1-22
- 1937 「親子法概説」 河出孝雄編 『家族制度全集 法律篇 III 親子』 河出書房
- 1938 「家族法概説」 河出孝雄編 『家族制度全集 法律篇 IV 家』 河出書房
- 1942 『随想 家』 河出書房
- 1948 『新憲法と家族制度』 国立書院
- 1969 『家族法研究の諸問題』 勁草書房
- 中川善之助編 1955 『家族』 有斐閣
- 日本リサーチ総合研究所 1988 『生活水準の歴史的分析』 総合研究開発機構
- ニッセイ基礎研究所編 1994 『日本の家族はどう変わったのか』 日本放送出版協会
- 利谷信義 1975 「戦後の家族政策と家族法」 福島正夫編 『家族 政策と法 1 総論』 東京大学出版会
- 筒井清忠 1996 『昭和期日本の構造』 講談社
- 臨時法制審議会 1919 『臨時法制審議会要覧』 同会
- 施 利平 2012 『戦後日本の親族関係』 勁草書房
- 白石玲子 1992 「第四報告 近代の部 その二」 『法制史研究』 (42)、186-196
- 我妻 栄 1954 『新訂 民法大意 下巻』 岩波書店
- 我妻栄編 1956 『戦後における民法改正の経過』 日本評論新社
- 依田精一 1975 「戦後家族制度改革の歴史的な性格」 福島正夫編 『家族 政策と法 1 総論』 東京大学出版会

## 付記

本稿は、平成 24 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) (一般) 「近現代日本における家族変動と社会政策の相互関係に関する歴史社会学的研究」 (研究代表者 山本起世子) による研究成果の一部である。

[やまもと きよこ 社会学]